島しょ漁業経営支援緊急対策事業費補助金交付要綱

平成３０年３月１５日付２９産労農水第１４４９号　制定

（目　　的）

第１　知事は、島しょ地区の漁業経費の負担を軽減し、漁業操業の安定化を支援するため、島しょ漁業経営支援緊急対策事業実施要綱（平成３０年３月１５日付２９産労農水第１４４８号）に基づいて、東京都漁業協同組合連合会（以下「補助事業者」という。）が行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業の内容等）

第２　島しょ漁業経営支援緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業、経費及びこれに対する補助率は、別表１のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第３　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第１号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第４　知事は、第３の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、別記様式第１１号により補助事業者に通知するものとする。

（申請の撤回）

第５　補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の通知受領後１４日以内に申請の撤回をすることができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第６　知事は、補助金の交付決定後、天災地変その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（着手報告）

第７　補助事業者は、補助事業に着手したときは、別記様式第２号による事業着手報告書を直ちに知事に提出しなければならない。

（承認事項）

第８　補助事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第３号による事業変更承認申請書又は別記様式第４号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（１）別表１に掲げる事業種目ごとに要する経費又は事業量の３０パーセントを超える

変更をしようとするとき。
（２）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（事故報告等）
第９　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第５号による事故等報告書を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（状況報告）
第１０　補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の各四半期（第４四半期は除く。）の末日現在において、別記様式第６号による遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月２０日までに知事に提出しなければならない。

（遂行命令等）
第１１　知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、別に定める期日までに補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための是正措置を命ずるものとする。
２　知事は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）
第１２　補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、速やかに別記様式第７号による実績報告書を知事に提出しなければならない。
２　前項の規定は、第８第１項（２）の規定により補助事業の中止又は廃止の承認受けた場合に準用する。

（補助金の額の確定）
第１３　知事は、第１２第１項の規定による実績報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第１２号により補助事業者に通知するものとする。
２　前項の規定による補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と交付決定金額とのいずれか低い額とする。

（補助金の支払等）
第１４　知事は、第１３第１項の規定による補助金の額の確定に基づき、補助事業者から別記様式第８号による補助金交付請求書の提出があったときは、当該補助金を補助事業者に支払うものとする。
２　補助事業者は、第１３第１項の規定により補助金の額の確定通知を受けた場合において、前項に規定する請求を行おうとするときは、別記様式第８号による補助金請求書を作成し知事に提出しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、別記様式第９号による概算払請求書の提出があった場合において、知事が必要と認めたときは、東京都会計事務規則（昭和３９年東京都規則第８８号）第８３条第１項第４号の規定に基づき補助金の全部又は一部を概算払することができる。

４　前項の規定による補助金の概算払があったとき、知事は、東京都会計事務規則第８３条第４項の規定に基づき都度の精算を省略することができる。なお、補助事業者から別記様式第１０号による精算書の提出があったときは、知事は、都度の精算を省略できない。

（決定の取消し）

第１５　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

（補助金の返還）

第１６　知事は、第６又は第１５の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　知事は、第１３第１項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

（違約加算金及び延滞金）

第１７　知事が第１５の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が補助事業者に対し、補助金の納付を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても３６５日当たりの割合とする。

（違約加算金及び延滞金の計算）

第１８　補助事業者が補助金を２回以上に分けて受領している場合における第１７第１項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

２　第１７第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納

付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

３　第１７の２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該返還の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一部停止等）

第１９　知事は、補助事業者に対して補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該補助事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（帳簿及び関係書類の整理保管）

第２０　補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後５年間整理保管しなければならない。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表１（第２関係）

事業名	事業種目	補助対象経費	補助率
島しょ漁業経営支援緊急対策事業	漁業用燃油に係る運搬船運賃	東京都漁業協同組合連合会所有の運搬船により運搬した漁船用燃油の運搬運賃	１０分の１０以内
	事務費	・旅費（旅費交通費） ・需用費（通信費(郵送料、通信費) 印刷消耗品費(印刷費、雑費)）	１０分の１０以内